

神奈川県後期高齢者医療広域連合監査委員告示第1号

定期監査の結果について

令和2年1月27日

神奈川県後期高齢者医療広域連合

監査委員 松井 宣之

監査委員 木庭 理香子

地方自治法第199条第4項の規定に基づく検査を執行した結果は次のとおりです。

- 1 監査の期間
令和元年9月20日から令和2年1月27日
- 2 監査の対象
平成30年10月1日から令和元年9月30日までに執行された平成30年度下半期及び令和元年度上半期分の財務に関する事務
- 3 監査の結果
別紙のとおり

平成 30 年度下半期及び
令和元年度上半期分

神奈川県後期高齢者医療広域連合
定期監査 結果報告書

神奈川県後期高齢者医療広域連合監査委員

結 果 報 告 書

1 監査の種類

定期監査（地方自治法第199条第4項の規定による監査）

2 監査の実施期間

令和元年9月20日から令和2年1月27日まで

3 監査の対象

平成30年10月1日から令和元年9月30日までに執行された平成30年度下半期及び令和元年度上半期分の財務に関する事務

4 監査の方法

事前に各所管に対し関係資料の提出を求め、関係諸帳簿の照合等を行うとともに、担当責任者への事情聴取等を実施した。

5 重点項目

今回の定期監査にあたっては、次の点に重点を置き、予算に対する実績は妥当であるか、経理事務について管理点検体制が確立され有効に機能しているか等の着眼点を定めて実施した。

- (1) 平成30年度及び令和元年度の特定期間に係る保険財政の状況
- (2) 債権管理に係る事項
- (3) 市町村への補助金支出に係る事項
- (4) 一般競争入札の執行状況
- (5) 前回の定期監査において措置を求めた事項
- (6) 監査委員定例会において行った異例な支出等の通査及び平成30年度分の決算審査において監査委員が財務事務の見直し等を求めた場合における当該事項

6 監査の結果

今回の監査対象期間は、平成30年10月から令和元年9月までである。

事業全般に係る財務事務を監査したが、法令等を遵守し、目的に従って概ね適正かつ効率的に執行されているものと認められた。引き続き、適正かつ効率的な事務執行に努められたい。

特に、収入事務及び支出事務については、口座振込や納入通知書による収入の流れ、口座振替や納付書による支払の流れ、当広域連合担当課、会計管理者及び指定金融機関の3者によるチェック体制の確立状況並びに預金通帳の保管状況等の確認を行い、事務が適切に処理されていると認められた。

保険料収納対策については、平成30年度神奈川県後期高齢者医療制度事業補助金を活用し、市町村の保険料収納率改善を目的とする事業支援を行ったこと等により、県全体の現年度分収納率が前年度収納率を上回る99.47%となった。現年度分収納率は、当広域連合の設立以来毎年度着実に増加しており、当広域連合及び市町村の取組が年々改善及び強化されてきていると感じられる。引き続き、効果的な収納対策の実施に取り組まれたい。

平成30年度における健康診査の受診率及び歯科健康診査の受診者数が、神奈川県後期高齢者医療広域連合第2期保健事業実施計画(データヘルス計画)において定めている目標値を上回っていることが確認された。理由としては、健康診査受診率については、広域連合及び各市町村のホームページ等での事業周知及び各市町村が実施する取組事例の情報共有等による取組による効果があったと考えられ、歯科健康診査については、協力医療機関の年間を通じた募集等の取組が有効であったと思われる。今後も多様な取組により、第2期保健事業実施計画(データヘルス計画)を推進されたい。

また、平成30年度に保健事業等に要する費用に充てるために設置された保健事業等支援基金には、国より交付された特別調整交付金のうち保険者インセンティブ分を積立てているところであるが、当該基金から取り崩した実績はないことが確認された。保健事業については、令和元年5月に「医療保険制度の適正かつ効果的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」が公布され、令和2年4月から「高齢者の医療の確保に関する法律」が改正されることにより今後取り組んでいく「高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施」等の事業もあることから、必要に応じて基金を活用して、着実に事業を展開されたい。

なお、今回の定期監査において措置を求める事項に該当する事項はないが事務処理上注意すべき軽微な指摘事項については、毎年繰り返されている誤りが散見されるため、同様の誤りを繰り返さないよう一層改善に向けて取り組んでいただきたい。